

サステナブルファイナンス市場の整備等

令和4年10月14日

金融庁

1. サステナブルファイナンス有識者会議
第2次報告書について

サステナブルファイナンス有識者会議 第二次報告書 -持続可能な新しい社会を切り拓く金融システム-

- 金融庁サステナブルファイナンス有識者会議は、昨年6月に報告書を公表し、「**企業開示の充実**」、「**市場機能の発揮**」、「**金融機関の投融資先支援とリスク管理**」などのサステナブルファイナンスの推進策について、提言。
- 2022年7月、この1年の各施策の進捗状況のほか、国内外の動向等を踏まえた更なる課題と提言を発信するため、有識者会議としての第2弾の報告書を公表。

アセットオーナーに係る課題共有

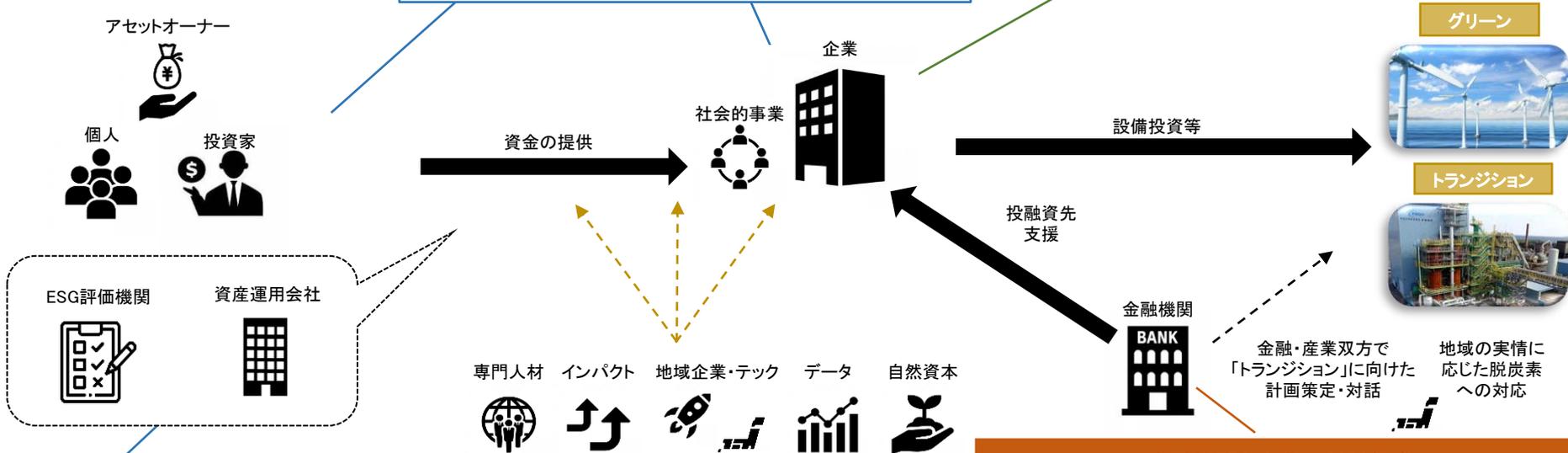
- 今後、機関投資家が持続可能性向上に向けた取組みに着目し、受託資産の価値向上を図っていくための課題を把握・共有

ESG投資に係る環境整備

- 日本取引所グループ(JPX)において、ESG投資情報を集約した「情報プラットフォーム」を7月に立ち上げ。今後は、データの拡充など更なる機能拡充を検討
- ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例を7月に公表

企業開示の充実

- 気候変動対応等に関するサステナビリティ開示の充実に向けた方策を6月に公表。早急に制度整備を行う
- 今後は、IFRS財団における国際的な基準策定の動きに対し、わが国の意見を集約・発信していく



ESG評価機関・投資信託

- ESG評価機関の行動規範(案)を7月に公表。夏頃までに最終化し、遅くとも年度末までに、受入れ状況を取りまとめ・公表
- ESG投信に係るモニタリング結果を5月に公表。年度末を目途に監督指針を改正

横断的取組み

- 専門人材の育成にむけた方策(民間事業者等による資格試験の導入への支援等)を検討
- 脱炭素に関する中小企業・スタートアップの推進策を関係省庁と連携
- 関係省庁と連携し、政策の全体像やロードマップを適時に更新しつつ、一体的に発信

金融機関と企業の対話促進

- 金融機関向けの気候変動ガイダンスを7月に公表
- 今後、GXリーグ(※)とも連携し、ネットゼロに向けた産業・企業の排出削減に係る経路の見える化を促進。また、取引所における実証実験等を通じたクレジット取引のあり方に係る検討につき、関係省庁と連携
- また、地域金融機関等に対し、各地で、中小企業が取り組みやすい脱炭素の対応につき、関係省庁と連携して浸透を図り、課題を収集する

(※)GXリーグ:脱炭素に挑戦する企業が、カーボンプレジット市場の整備も視野に官・学・金と協働する場として、経産省が設立予定。3月末まで賛同企業を募集し、440社が賛同。

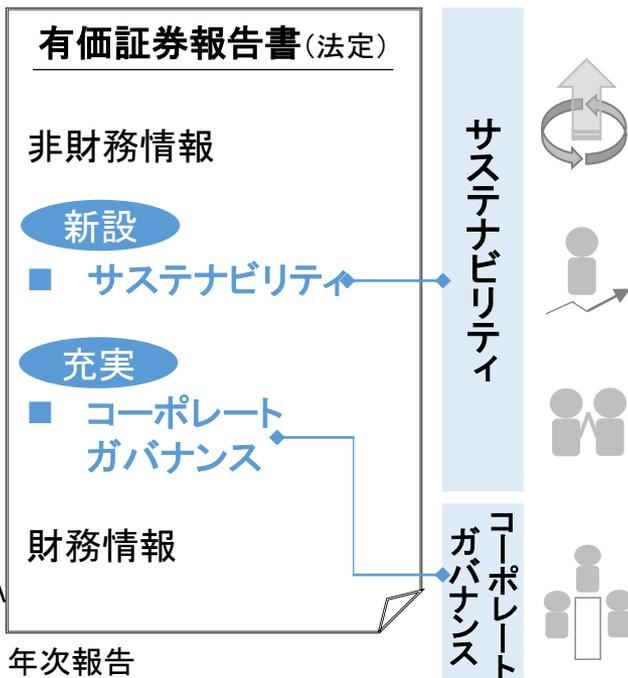
有識者会議として、今後も随時、サステナブルファイナンスの施策の全体像・進捗状況等をフォローアップ・取りまとめ、発信

ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要

- ディスクロージャーワーキング・グループでは、昨今の経済社会情勢の変化を踏まえ、非財務情報開示の充実と開示の効率化等についての審議を実施。これまでの審議に基づき、以下の内容を取りまとめ

非財務情報開示の充実

(府令改正事項)



全般

- サステナビリティ情報の『記載欄』を新設
 - ・ 「ガバナンス」と「リスク管理」は、全ての企業が開示
 - ・ 「戦略」と「指標と目標」は、各企業が重要性を判断して開示

人的資本

- 「人材育成方針」、「社内環境整備方針」を記載項目に追加

多様性

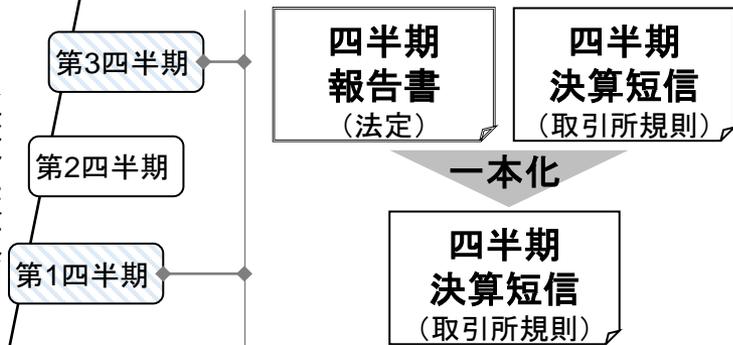
- 「男女間賃金格差」、「女性管理職比率」、「男性育児休業取得率」を記載項目に追加

取締役会の機能発揮

- 「取締役会、指名委員会・報酬委員会の活動状況」の『記載欄』を追加

開示の効率化

(法改正事項)



四半期開示の見直し

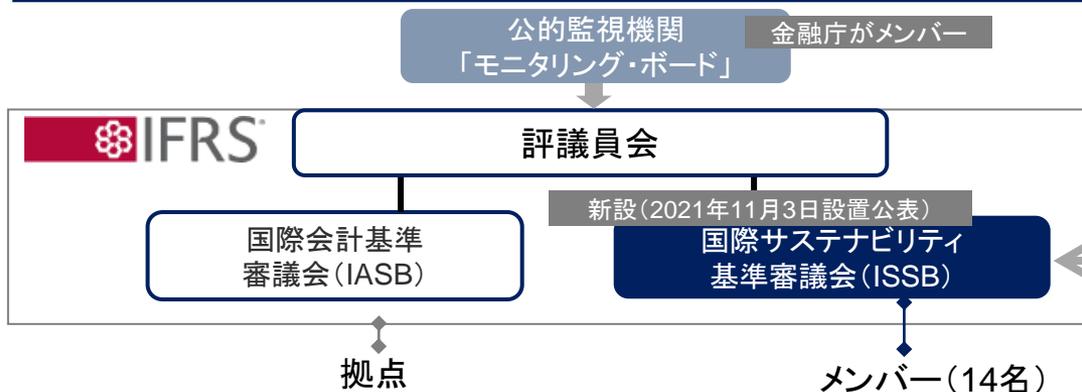
- 金融商品取引法の四半期開示義務(第1・第3四半期)を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」
- 「一本化」の具体化に向けた課題(義務付けのあり方、開示内容、虚偽記載に対するエンフォースメント、監査法人によるレビュー等)は、検討を継続

(注)上記の他、企業が他者と締結する重要な契約の開示要件の明確化、英文開示の促進についても取りまとめている

サステナビリティ開示基準の国際的な動向と日本からの意見発信

- 2021年11月3日、国際会計基準財団(IFRS財団)は、「国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)」の設置を公表。IFRS財団の拠点について、官民一体で積極的に働きかけ、東京のISSB拠点としての活用が決定
- IFRS財団は、2022年3月31日に気候変動開示基準の意見募集を実施(コメント期限7月29日)し、年内にも最終化。その後、他のサステナビリティの開示基準を検討。日本からは、「サステナビリティ基準委員会」が国内の意見をまとめ、意見発信

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の概要



議長	理事
 エマニュエル・ファベル(仏) (元ダノンCEO)	 小森 博司 (日本) (元GPIF 市場運用部次長)

※議長1名・副議長2名のほか、アジア・オセアニア、欧州、米州、アフリカ地域から11名の理事が選任。日本からは小森理事が選任(8月23日公表)。

日本からの意見発信



※SSBJは、2022年1月から6月までは、SSBJ設立準備委員会として活動

「ESG関連債情報プラットフォーム」(日本取引所グループ)



詳細検索 ダウンロード

1 2 3 4 5 6 7 次へ 最後

ISINコード/ ISIN	条件決定日/ Pricing date	発行体/ Issuer	債券名称/ Bond name	発行額/ Issuance amount	年限/ Term	募集形態/ Offering format	ESG債区分/ Bond label	評価機関/ External reviewer
JP318320AN67	2022/05/30	株式会社 日本取引 所グループ	株式会社日本取引所グループ第1回無担保社債 (社債間限定同順位特約及び譲渡制限付) (グ リーン・デジタル・トラック・ボンド)					
JP387040AN38	2022/03/18	株式会社 丸井グル ープ	株式会社丸井グループ第3回無担保社債(社 債間限定同順位特約付) (ソーシャルボンド)					
JP369420AN36	2022/03/09	日本貨物鉄道	日本貨物鉄道株式会社第1回社債(一般担保 付) (グリーンボンド)					
JP369420BN35	2022/03/09	日本貨物鉄道	日本貨物鉄道株式会社第2回社債(一般担保 付) (グリーンボンド)					
JP358582AN33	2022/03/04	東京電力リニュー アブルパワー	東京電力リニューアブルパワー株式会社第2回 無担保社債(社債間限定同順位特約付) (グ リーンボンド)					
JP321020AN31	2022/03/02	鹿島建設	鹿島建設株式会社第4回無担保社債(社債間 限定同順位特約付) (サステナビリティボン ド)					

【個別債券画面】

Produced by

**株式会社日本取引所グループ第1回無担保社債(社債間限定同順位特約及び譲渡制限付) (グ
リーン・デジタル・トラック・ボンド)**

・ ISINコード / ISIN :	JP318320AN67	・ 条件決定日 / Pricing date :	2022/05/30
・ 発行体 / Issuer :	株式会社 日本取引所グループ	・ 業種 / TSE sector :	金融・保険業
・ 発行情報等 / Prospectus :	https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news_releases/6020/20220601-01.html		
・ フレームワーク / Framework :	https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/jpx-esg/environment/index.html		
・ レポート / Reporting :	https://www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/jpx-esg/environment/index.html		
・ 主幹証券会社 / Lead managers :	野村證券		
・ 募集形態 / Offering format :	公募 (ホールセール)		

・ 発行額 / Issuance amount :	500,000,000円	・ 利率 / Interest rate :	0.05%
・ 年限 / Term :	1.0年	・ 払込期日 / Settlement date :	2022/06/03
・ 償還期限 / Maturity date :	2023/06/03	・ 信用格付け / Credit rating :	

・ ESG債区分 / Bond label :	Green	・ 評価機関 / External reviewer :	R&I
・ 評価情報 / External review :	https://www.r-i.co.jp/news_release_gf/2022/06/news_release_gf_20220601_jpn_01.pdf		
・ 参照ガイドライン / Referred guideline :	グリーンボンド原則2021 (ICMA) グリーンボンドガイドライン2020 (環境省)		
・ 備考 / Other information :	グリーン・デジタル・トラック・ボンド https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news_releases/6020/20220601-01.html		

一覧へ戻る

ESG評価機関等に係る専門分科会報告書

- ❑ 金融庁「ESG評価・データ提供機関に係る専門分科会」において、企業のESGの取組みを評価する「**ESG評価機関等**」について評価の透明性・公平性を確保するための「**行動規範**」の案を取りまとめ。併せて、評価を利用する機関投資家や、評価を受ける企業への提言と併せて、**報告書として公表**（7月）
- ❑ 「**行動規範**」については、**金融庁として7月よりパブリックコメントを実施**後、最終化を行う。

（※）最終化に向けて、**わが国でサービス提供を行う日系・外資系の評価機関に対して、自主的な賛同を呼び掛けていく**（法令に基づくものではなく、行動規範の各項目について、遵守する場合にはその旨、遵守しない場合はその理由を明らかにするいわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」方式により賛同を求めていく）。

ESG評価機関への期待（行動規範としてとりまとめ）

● 透明性の確保

自社のESG評価について、目的・考え方・基本的方法論等を公表すること

● 人材の育成

専門人材等を確保し、また、自社で専門的能力の育成等を図ること

● 利益相反の回避

業務の独立性・客観性・中立性を損なう可能性のある業務・場面を特定し、潜在的な利益相反を回避し、又はリスクを適切に管理・低減すること

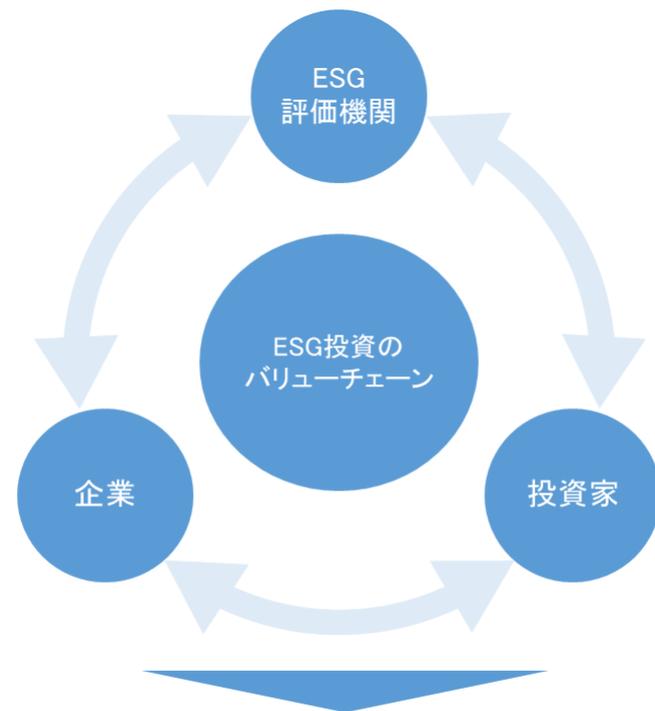
● 企業とのコミュニケーション

評価を行う企業との窓口を明確化し、評価の根拠となるデータは確認・訂正を可能とし、こうした手順を予め公表すること

機関投資家・企業への期待

● 自らの投資でESG評価をどう活用しているか、明らかにすること（投資家）

● サステナビリティに関する企業情報をわかり易く開示し、評価機関との窓口を明確化すること（企業）



市場全体として相互の働きかけを通じ
評価等の質の改善

国内外におけるESG関連投資信託を巡る議論

- 国内外におけるESG／サステナブル投資は増加傾向。一方で、こうした投資・投資商品に関する資産運用会社等の実務は、投資家の誤解を招いているのではないかとの懸念(グリーンウォッシュ)も指摘されている。
- 投資家保護、ひいては市場の信認確保の観点から、資産運用会社等には適切な実務的対応が求められる。

ESG／サステナブル投資の拡大

- ✓ ESG関連資産へのサステナブル投資の増加傾向は、コロナを契機に加速化しており、特に欧州で顕著。
- ✓ 世界的な投資規模として、2025年までに、53兆ドル(全投資金額の約3分の1)を超える見込み。
- ✓ 国内においても、ESG関連投資信託の新規設定本数は増加傾向。

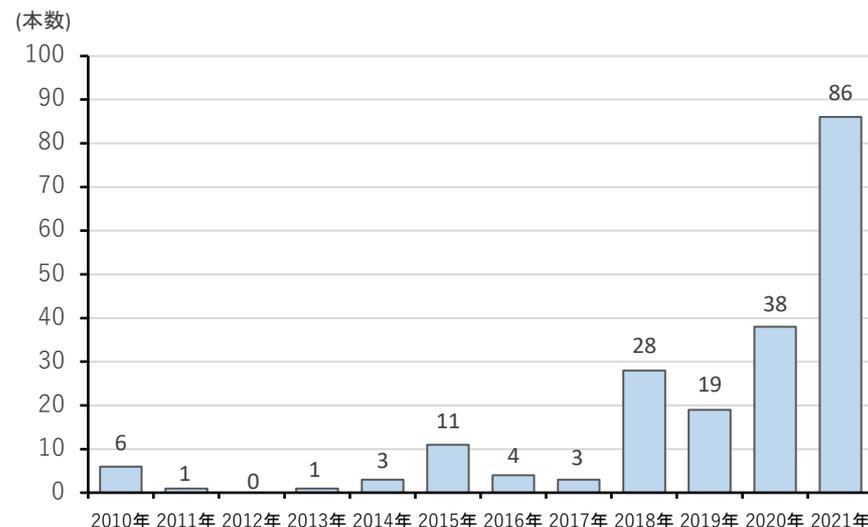
グリーンウォッシュへの懸念

- ✓ 投資戦略等を特段変更することなく、サステナブル関連の投資商品として、誤解を招く形で提供しているのではないか。
- ✓ 投資家の期待につながらず、ひいては市場の信認低下を招くおそれ。

金融庁において、各資産運用会社におけるESG関連投資信託の取組状況を調査の上、資産運用会社に対する期待を公表。

[5月27日公表「資産運用業高度化プログレスレポート2022」参照]

日本におけるESG関連投資信託の新規設定本数の推移



(注) 2021年12月末時点の国内公募投信が対象。運用方針で「ESG・インパクト投資・SDGs・SRI・CSR・環境・企業統治・女性活躍・人材」に着目した運用を行うと明記している公募投資信託を便宜的に「ESG関連ファンド」とした。

(資料) QUICKデータをもとに金融庁作成

経緯

- ソーシャルボンド検討会議における議論を踏まえ、2021年10月、ソーシャルボンドガイドラインを確定・公表。
- ガイドラインでは、ソーシャルボンドの発行体は社会的な効果等を適切な指標を用いて開示すべきと規定しているが、こうした指標については、国内においても開示事例の十分な蓄積がなく、参照できるような資料が無い。
- 2021年12月以降、関係府省庁と連携し、指標等の例示文書(指標集)の作成を検討。ソーシャルボンド検討会議での議論及びパブリックコメントの募集手続を経て、2022年7月、ガイドラインの付属書として確定・公表。

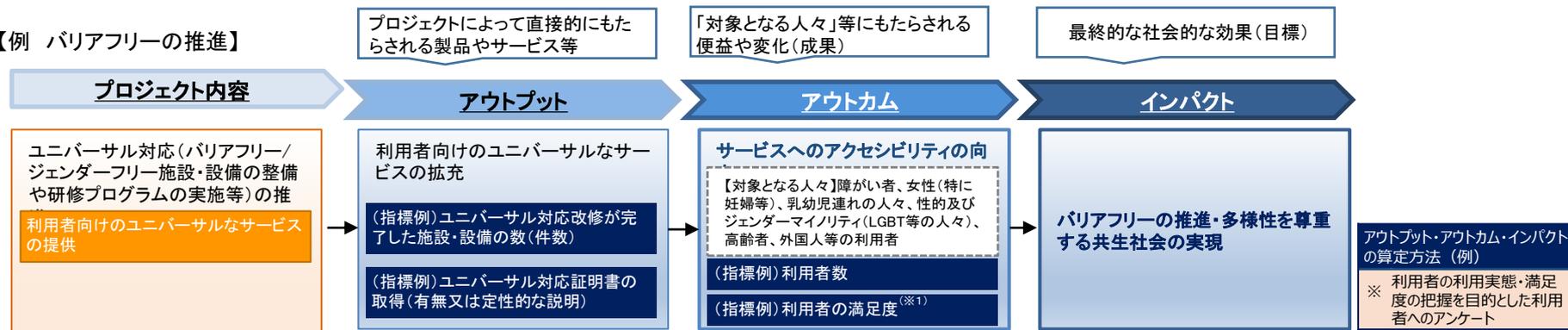
指標集の内容

- ① 社会的課題の例(下表)について、実際の発行事例等を踏まえ、具体的なソーシャルプロジェクトとその指標等を例示。

社会的課題の例(※SDGsアクションプラン等を踏まえて整理)			
ダイバーシティの推進・女性の活躍推進	高齢社会への対応	健康・長寿の達成	住宅確保要配慮者向けの住居支援
あらゆる人々の教育機会の確保	バリアフリーの推進	企業による新型コロナウイルス感染症対策(経済的影響への対応含む)	食品廃棄物・食品ロスの削減とリサイクル
子育てと仕事を両立しやすい社会の実現	子どもの貧困対策推進	地方創生・地域活性化	国際協力(発展途上国の食料安全保障と栄養改善の達成)
働き方改革とディーセントワークの実現	責任ある企業行動の促進	持続可能で強靱な国土(防災・減災対策、インフラ老朽化対策)	持続可能な生産・消費の促進

- ② 指標等の例は、プロジェクトが最終的な社会的な効果(インパクト)に至る過程を図示した上で、各段階の効果を示す指標等を例示。

【例 バリアフリーの推進】



※ ガイドラインでは、発行体がこうした指標等を用いて社会的な効果を開示する方法として、発行体のウェブサイト等に掲載することを例示している。

金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方

- 金融庁の検査・監督基本方針(2018年6月29日公表)を踏まえ、分野別の考え方と進め方として、**金融機関の気候変動への対応についての金融庁の基本的な考え方**を整理し、2022年7月12日に公表。
- 本ガイダンスでは、顧客企業の気候変動対応の支援や気候関連リスクの管理に関する**金融庁と金融機関との対話の着眼点**や金融機関による**顧客企業の気候変動対応の支援の進め方**などを示している。
- 各金融機関におけるよりよい実務の構築に向けた**金融庁と金融機関の対話の材料**であり、金融機関に対し一律の対応を義務付ける性質のものではない。

気候変動対応に係る考え方・対話の着眼点

基本的な考え方

気候変動に関連する様々な環境変化に企業が直面する中、金融機関において、顧客企業の**気候変動対応を支援**することで、変化に強靱な事業基盤を構築し、**自身の持続可能な経営**につなげることが重要。



金融機関の態勢整備

- 気候変動対応に係る**戦略の策定・ガバナンスの構築**
- 気候変動が顧客企業や自らの経営にもたらす**機会及びリスクのフォワードルッキングな認識・評価**
- トランジションを含む**顧客企業の気候変動対応の支援**
- 気候変動に関連する**リスクへの対応**
- 開示等を通じた**ステークホルダーへの情報の提供** 等

金融機関による顧客企業の支援の進め方・参考事例

金融機関においては、気候変動に関する知見を高め、気候変動がもたらす技術や産業、自然環境の変化等が顧客企業へ与える影響を把握し、顧客企業の状況やニーズを踏まえ、例えば以下のような観点で支援を行うことが考えられる。

コンサルティングやソリューションの提供

- (例)
- 顧客企業の温室効果ガス排出量の「見える化」の支援
 - エネルギーの効率化技術を有する顧客企業の紹介(顧客間のマッチング)

成長資金等の提供

- (例)
- 顧客企業のニーズに応じた、脱炭素化等の取組みを促す資金の提供(トランジション・ローン、グリーンローンなど)
 - 気候変動に対応する新たな技術や産業育成につながる成長資金のファンド等を通じた供給

面的企業支援・関係者間の連携強化

- (例)
- 中核メーカーの対応も踏まえた、地域の関連サプライヤー企業群全体での戦略検討等の面的支援
 - 自治体や研究機関等との連携による地域全体での脱炭素化や資源活用の支援

気候関連リスクに係るシナリオ分析について

- ❑ 金融庁及び日本銀行は、3メガバンク及び大手3損保グループと連携して、NGFS(The Network for Greening the Financial System)が公表するシナリオ(NGFSシナリオ)を共通シナリオとした**気候関連シナリオ分析の試行的取組(パイロットエクササイズ)**を実施。2022年8月、分析結果、主な論点・課題を公表。
- ❑ 国際的にもシナリオ分析の手法やデータが発展途上であることを踏まえ、気候変動の影響に関する定量的な評価を行うことを目的とするのではなく、データの制約や分析の仮定・手法の妥当性等、**シナリオ分析の今後の改善・開発に向けた課題の把握**を行うことに主眼を置いた。

概要

対象

- 銀行 移行リスクと物理的リスクが信用コストに与える影響
- 保険 物理的リスクが保険金支払額に与える影響

手法

金融庁・日本銀行がNGFSシナリオをベースとした基本的な枠組みを設定し、各金融機関が分析作業を実施(ボトムアップ型)

結果と課題

銀行

- 移行リスク・物理的リスクによる年平均の信用コスト増加額は各行の年間の純利益と比べて相応に低い水準。
※ ただし、分析手法やデータは発展途上であり、気候関連リスクの影響度について確定的な評価を行えるものではないことに留意。
- 各行のモデルの相違に加え、情報・データの不足を背景に、各行の想定・仮定(事業や利用技術の変化、顧客企業の事業構造転換の有無等)にはバラツキがあり、これが各行の推計結果にも影響を与えていた。
⇒今後、どのように比較可能性を確保するかについて継続的な検討を行うことが重要。

保険

- 前提条件の統一の限界等によって、結果にバラツキが生じやすい、特定のシナリオを対象とした分析では、将来時点における発生確率の変化(災害発生頻度)を把握できない、といった課題が明らかになった。
⇒今後、全社が同じリスクモデルを使用し、シナリオの発生確率も考慮した確率論的な分析を行うことが考えられる。

国際的な民間イニシアティブの動き

- 2021年4月、Glasgow Finance Alliance for Net Zero (GFANZ) が発足。
- 傘下アライアンスへの参加にあたって、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 事務局が実施する「Race to Zero (ゼロへのレース)」キャンペーンに準じて、2050年までにGHG排出実質ゼロを実現するための科学的に整合性のある目標 (2030年までの中間目標及び長期目標) を設定すること等が求められている。

Glasgow Finance Alliance for Net Zero (GFANZ)

- 2021年4月設立。マーク・カーニー国連事務総長特使を議長とし、金融界が業態別にネットゼロを目標とするイニシアティブを統合し連携・拡充を図る戦略的フォーラム。

2022年作業計画

ネットゼロに向けた金融機関の移行計画



新興市場や途上国への資金動員

- 国際金融設計の強化
- マーケット・メイキングの規模拡大
- 国別解決策の推進

気候トランジション関連データ (オープンデータプラットフォーム)

- 気候変動に関する行動とコミットメントを監視するための透明性を強化し、金融機関が移行計画を策定・実行するために必要な情報を提供する。

ネットゼロに向けた公共政策

- 秩序ある公正な移行を確保しつつ、金融システムをネットゼロに整合させるために幅広い改革が必要であることを伝え、GFANZ等の成果物を規制制度に組み込む。

Net Zero Banking Alliance (NZBA)

- 2021年4月設立
- 116行 (うち、日本5社) 70兆ドル

Net Zero Insurance Alliance (NZIA)

- 2021年7月設立
- 29社 (うち、日本3社) 8兆ドル

Net-Zero Asset Managers Initiative (NZAM)

- 2020年12月設立
- 273社 (うち、日本13社) 61.3兆ドル

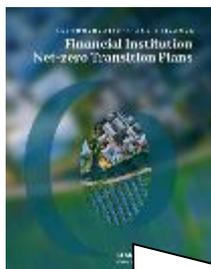
Net-Zero Asset Owner Alliance (NZAOA)

- 2019年9月設立
- 74社 (うち、日本5社) 10.6兆ドル

GFANZにおける金融機関の移行に関する議論

- 2022年6月15日、GFANZは、ネットゼロに向けた金融機関の移行に関する5つの文書を公表(その後一部更新)。
- 特に、「ネットゼロに向けた金融機関の移行計画に関する提言とガイダンス」は、金融機関の信頼性ある移行計画について、10の要素からなるフレームワークを提示し、ネットゼロに向けたコミットメントと統合的な目標設定、商品開発、エンゲージメント等の実施を提言している(11月のCOP27前に最終化予定)。

金融機関の移行計画に関する5つの公表文書



①「ネットゼロに向けた金融機関の移行計画に関する提言とガイダンス」

- ネットゼロに向けた金融機関の移行計画に関する提言と任意のガイダンス
- 7月27日に市中協議終了

②「金融機関向けセクター別パスウェイの利用ガイダンス」



金融機関が移行計画の策定等でセクター別パスウェイの適合性を判断するためのガイダンス

④「実体経済の移行計画への期待」



企業が信頼ある移行計画を策定するための既存のガイダンスや金融機関の評価手法を集約(9月)

<信頼性のある金融機関の移行計画のフレームワーク>

①基礎

目的と優先順位

②実行戦略

商品とサービス

活動と意思決定

方針と実行条件

③エンゲージメント戦略

顧客とポートフォリオ企業

産業界(同業者含む)

政府や公的セクター

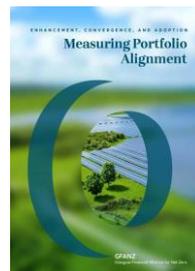
④指標と目標

⑤ガバナンス

役割、責任、報酬

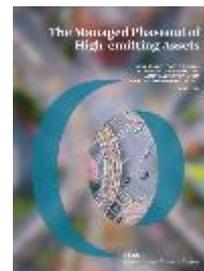
スキルとカルチャー

③「ポートフォリオアラインメントの計測」



ポートフォリオアラインメントの計測例などを提示(8月)

⑤「多排出資産の計画的な除却」



計画的な除却の在り方、対象となる資産、進め方等について基本的考え方を提示

要素	勧告	開示例
①基礎		
目的と優先順位	2050年またはそれ以前にネットゼロに到達するという組織の目的を、測定可能な目標、マイルストーン、スケジュールとともに定義する。気候ソリューションへの融資、ネットゼロに統合した顧客やポートフォリオ企業を探すことによる脱炭素化、顧客やポートフォリオ企業をネットゼロに統合させるための活動、管理的段階的廃止プロジェクトのサポートなど、トランジションのための行動の優先順位を明確にする。	短期・中期・長期の目標・コミット・計画
②実行戦略		
商品とサービス	既存・新規の商品・サービスを1.5度ネットゼロの道筋に合わせ、実体経済におけるネットゼロ移行を加速・拡大し、移行関連の教育・アドバイスを提供し、組織のネットゼロ移行戦略に従ってポートフォリオの脱炭素化をサポートする。	移行計画の商品への反映法
活動と意思決定	金融機関のネットゼロの目的と優先事項を、その中核となる評価・意思決定ツールやプロセスに組み込み、ネットゼロコミットメントを支援する。これは、トップダウン／監視体制と、ボトムアップのツールや行動の両方に適用される。	重要な意思決定プロセスの変更
方針と実行条件	火力発電用石炭、石油・ガス、森林伐採などのセクターと活動に関する方針と条件を設定し、適用する。多排出又は気候に有害なその他セクターや活動も含め、投融資・引受ポートフォリオにおける金融機関のネットゼロの目的や優先順位に沿った事業の境界を定める。	気候に有害な投資の管理条件
③エンゲージメント戦略		
顧客とポートフォリオ企業	顧客や投資先企業に対し、積極的かつ建設的にフィードバックや支援を行い、ネットゼロに沿った移行戦略、計画、進捗を促す。また、エンゲージメントが効果的でない場合には、結果を伴うエスカレーションフレームワークを提供する。	エンゲージメントアプローチ・優先順
産業界	産業界や同業者と積極的に関わり、a) 適切に移行に関する専門知識を交換し、共通の課題に共同で取り組む b) 顧客や政府などの外部のステークホルダーに対し、金融セクターの意見をまとめた形で代表する。	産業イニシアティブとの連携・参画
政府や公的セクター	ネット・ゼロへの移行を加速し秩序あるものにするための政策を支持し、かつ組織のネットゼロへのコミットメントに反しないようにする。投資先企業のロビー活動やアドボカシー活動について、投資先企業のネットゼロ目標との整合性を図るため、エンゲージメントの手段を活用する。クリーンな投資計画や政策について、政府やその他ステークホルダーと議論し、気候変動対策への民間投資の誘致を支援する。	トピックやオーディエンス含むエンゲージメント活動
④指標と目標		
指標と目標	気候ソリューションの支援と拡大、エンゲージメント、計画の実行、投融資先の排出量 (financed emissions)、関連する場合に管理された段階的廃止プロジェクトに関する目標など、ネットゼロ戦略と優先事項を支える主要な測定基準に対する目標を設定する。ネットゼロ移行計画実施の進捗を評価するため、様々な指標をモニターする。	Scope1,2,3(ベースライン、現在、予測)
⑤ガバナンス		
役割・責任・報酬	取締役会および上級管理職の役割を明確にし、ネットゼロ目標に対するオーナーシップ、監督、責任を持たせる。設計と実施の全側面について、適切な個人とチームを割り当てる。移行計画を定期的に見直し、重要な更新や開発が組み込まれていること、課題が軌道修正の機会として見直されていること、および実施上のリスクが管理されていることを確認する。	ガバナンス構造と報告体制、実施に必要なリソース
スキルとカルチャー	計画を設計、実施、監督するチームや個人が、その役割を果たすために十分なスキルと知識を得られるよう、研修と能力開発を行う(取締役会や上級管理職レベルも含む)。チェンジマネジメントプログラムを実施し、オープンなコミュニケーションを促進し、ネットゼロ移行計画を組織の文化や慣習に根付かせる。	既存・必要な知識・スキル

- G20・SFWGにおいては、昨年のG20サミットで承認された「G20サステナブルファイナンスロードマップ」に基づき、①トランジションファイナンスのためのフレームワークと金融機関のコミットメントの信頼性向上、②サステナブル金融商品の拡大、③トランジションを支援するカーボンプライシング等の施策の在り方について議論。本年10月のG20財相・中銀会合に報告書を提出予定。

①トランジションファイナンスのための枠組みの開発及び金融機関のコミットメントの信頼性向上

企業のネットゼロに向けたトランジションへの資金動員を拡大し、グリーンウォッシングを防ぐため、トランジションファイナンスの枠組みや金融機関のコミットメントの実施を適切に確保することを目的とした2つの成果物の策定を提案

トランジションファイナンスに関するハイレベル枠組みの開発 ～5つの主要要素～

- 1 トランジション活動の特定 原則レベルのガイダンスを策定
- 2 企業・プロジェクトレベルの報告
トランジション計画、マイルストーン及び進捗に係る開示などに関する慣行の特定と国際的な取組みのマッピング
- 3 トランジション関連金融商品
利用可能なオプションと、その利用に係る制約や支援策を提示
- 4 潜在的な政策インセンティブ
トランジション支援投資を動機づける財政を含む政策オプションを提示
- 5 トランジションが社会・経済に与える影響の特定と緩和

金融機関のコミットメントに関する分析・勧告・進捗確認 ～3つの主要要素～

- 1 現在のコミットメントの分析
コミットメントの種類、実施形態、内容、達成のために金融機関が行っていることなどを理解するため、既存の分析をアップデート
- 2 市場慣行に関する勧告の策定(適切な場合)
コミットメントのインテグリティ向上のための一般的勧告を策定。金融機関のトランジションを促すため法域や企業等が取り得る措置を特定
- 3 進捗状況の評価
金融機関のコミットメントの進捗状況をモニターする最善の方法を検討(各国におけるモニタリングの在り方に係る勧告の策定を含む)

②アクセス性と負担可能性に焦点を置いたサステナブル金融商品の拡大

サステナブル金融商品へのアクセス性と負担可能性に係る課題の特定と政策ツールの開発を提案(発展途上国や中小企業に焦点)

③トランジションを支援する気候緩和政策

トランジションを支援する気候変動緩和政策(カーボンプライシング、財政支出等)のストックテイク等を提案

インパクト投資勉強会「第一フェーズの到達点と今後の課題」

1

インパクト創出と経済的リターンが相関している好事例の情報共有・発信

インパクト投資を投資家が積極的に評価し、これも踏まえて企業側もインパクト評価を実施・開示し、それらが評価されるという好循環をつくるためには、好事例についての情報共有・発信が必要。

2

投資可能な案件の増加、また多様なプレーヤーを呼び込む仕組みの検討

日本では依然としてインパクト投資の認知度が低いため、認知度を高め理解を深めていく必要。また、インパクト投資という言葉をもちいていないが環境や経済社会の持続可能性への貢献の意図を持つ投資が増えており、連携の可能性を検討可能

3

アセットクラス毎の議論の深化

インパクト投資手法の発展度合いや求められる内容はアセットクラス毎に異なるため、インパクト投資の実務をより進化させていくために、国際的なフレームワークや方法論を取り入れつつ、具体的な実務に落とし込んだ好事例をアセットクラス毎に共有していく必要。

4

国際的な議論への参画や官民連携の推進

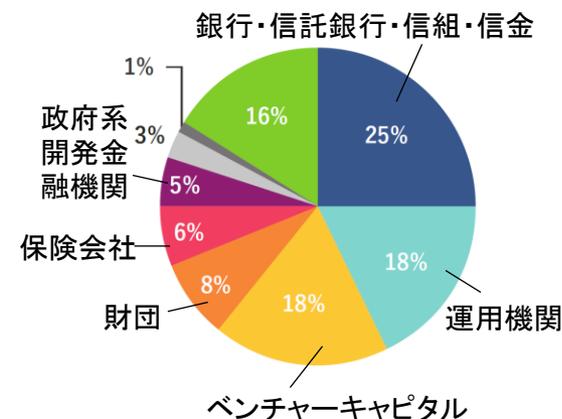
インパクト投融資に関する様々な指針・フレームワーク・指標等について国際的に議論が進展しており、日本の金融機関も実務レベルで主体的に参加/情報収集し、海外発信を行ったり、ルール作りに積極的に参画することが重要。官民連携の推進も必要。

調査概要

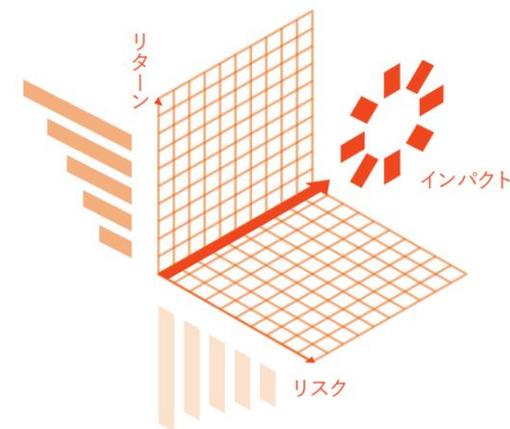
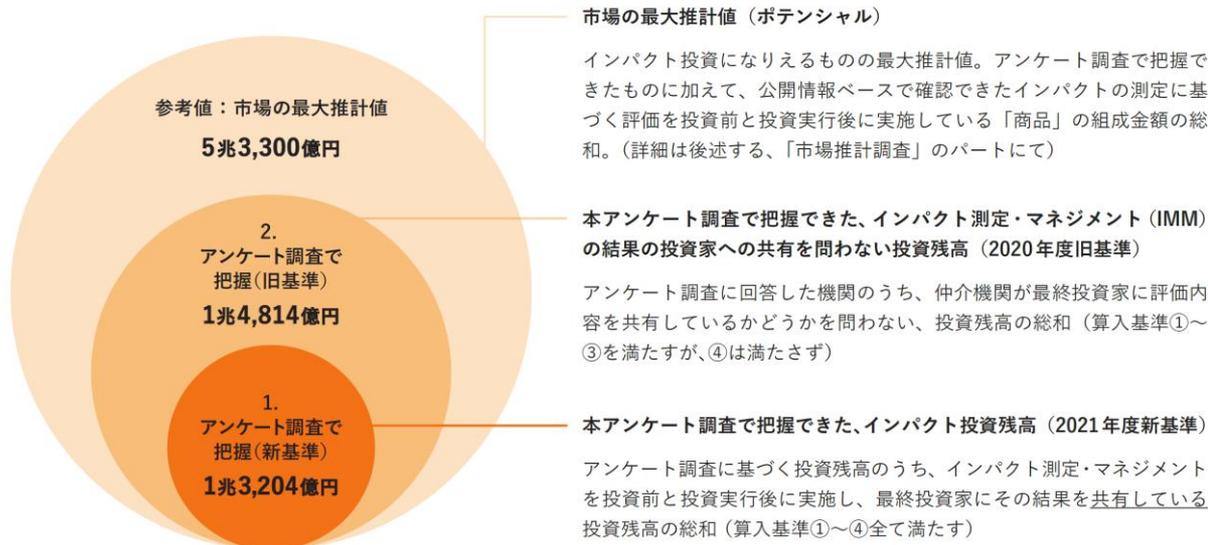
- 調査期間: 2021年9月～2022年1月
- 回答数: 77組織 / 配布先: 580組織 (機関投資家や金融機関等)
- 調査内容: インパクト投資の実績・計画(業種、アセットクラス、地域など)、IMM(インパクト測定・マネジメント) (※1)の実施状況、市場の課題認識

(※1) 同調査では、インパクトを定量的・定性的に把握し、投資判断等で活用することで、事業改善等を通じたインパクトの向上を目指すインパクトの測定・管理のプロセスのことを指すとされている。

回答組織の業種(n=77)

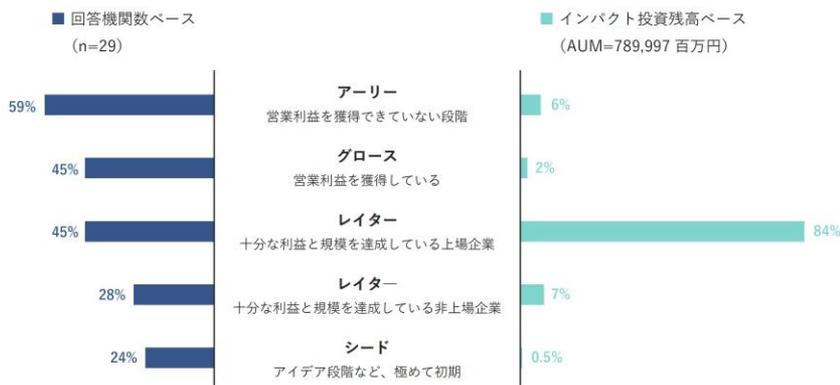


インパクト投資(※2)の残高



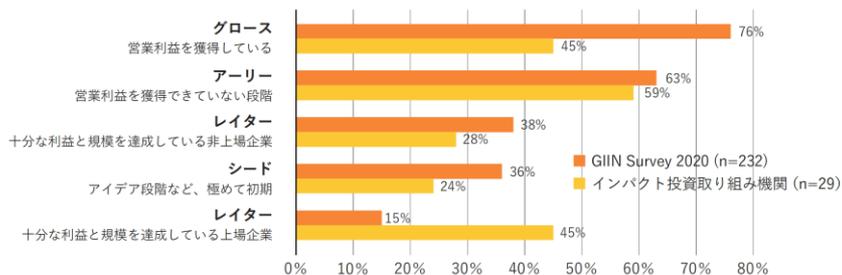
(※2) なお、同調査では、取りまとめに当たって、インパクト投資を、「財務的リターンと並行して、ポジティブで測定可能な社会的及び環境的インパクトを同時に生み出すことを意図する投資行動」とし、従来、投資は「リスク」と「リターン」という2つの軸により価値判断が下されてきたが、これに、投資の結果として生じた社会的・環境的な変化や効果を意味する「インパクト」という第3の軸を取り入れた投資がインパクト投資ではないかと整理している。

＜インパクト投資先の成長ステージ(国内)＞

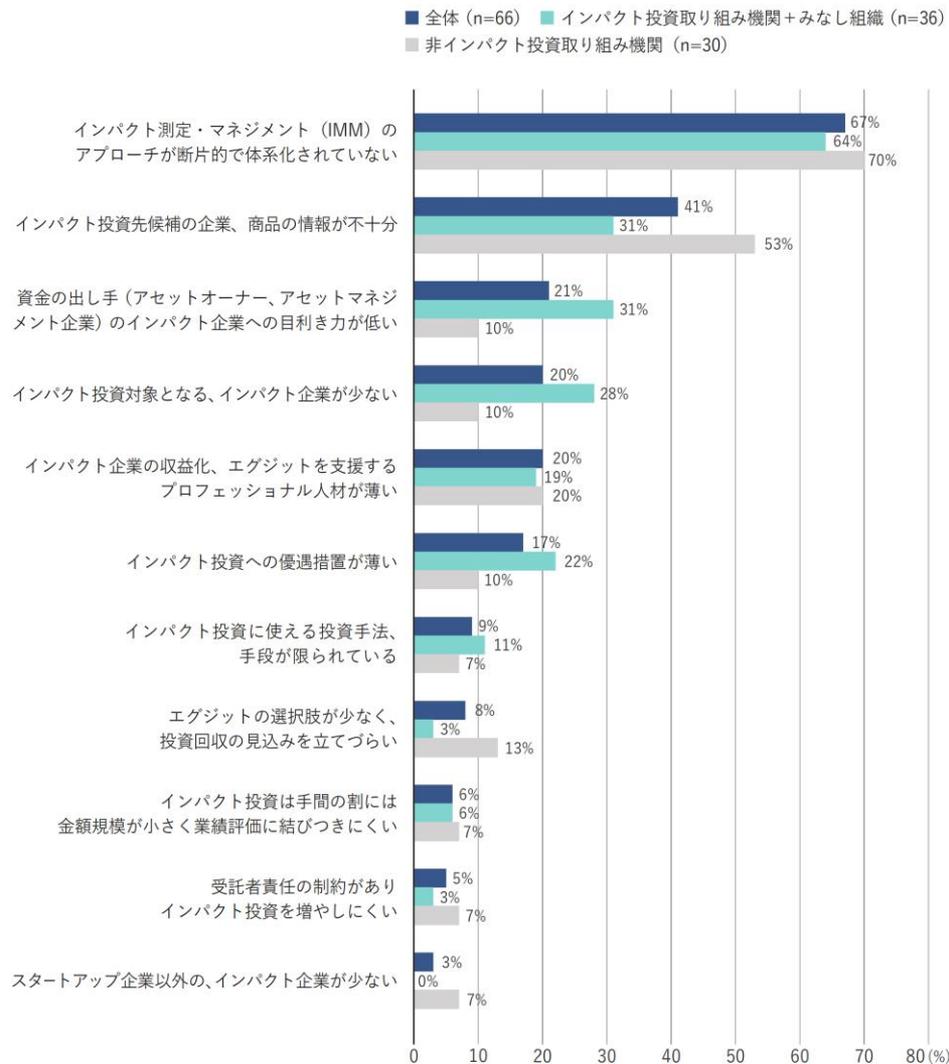


出典:「インパクト投資に関するアンケート調査(2021年)」(GSG国内諮問委員会)を基に作成-対象設問「問A5④ステージ(MA)」

＜インパクト投資先の成長ステージ(グローバルとの比較)＞



＜インパクト投資を行うにあたっての課題＞



2. 金融行政方針について

Ⅱ. 社会課題解決による新たな成長が国民に広く還元される金融システムを構築する 2. サステナブルファイナンスの推進

気候変動、少子高齢化等の社会的課題の重要性が増す中で、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融(サステナブルファイナンス)の推進が不可欠となっている。

とりわけ、気候変動については、2050年カーボンニュートラル目標へ向けた経済・社会の移行(トランジション)を円滑に進めるために長期にわたり多大な投資が必要であり、そうした移行を支えるトランジションファイナンス推進のための環境整備を進める。

企業のサステナビリティ開示の充実

- 経済社会の持続可能性に係る課題が自社の事業活動にどのようなリスクと機会をもたらすかを考え、対応戦略を練ることは、中長期的な企業価値の維持・向上に不可欠となっている。2022年4月に発足したプライム市場の上場企業に対しては、コーポレートガバナンス・コードの改訂に基づき、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の枠組み又はそれと同等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実を求めている。さらに、気候変動にとどまらず、投資判断に必要なサステナビリティ情報をわかりやすく提供していく観点から、有価証券報告書において、サステナビリティ情報を一体的に提供するための記載欄を新設する。
- 各国においてサステナビリティ開示が急速に進む中、国際的な比較可能性を確保することが重要である。このため、基準策定のための国際的な議論に積極的に参画し、我が国の意見が取り込まれた国際基準の実現を目指す。
- 具体的には、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)のサステナビリティ開示基準の策定の動きに対し、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)を中心に国内の意見を集約し、官民を挙げて国際的な意見発信を行うとともに、人材面・資金面でも積極的な参画・貢献を行う。
- SSBJが、国内におけるサステナビリティ開示の具体的内容を検討するにあたり、その役割を積極的に果たせるよう、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、SSBJの法令上の位置づけ等について検討を行う。

- サステナブルファイナンス市場が健全に発展するためには、投資家、資産運用会社、ESG 評価機関等がそれぞれ期待される役割を果たすことで、金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要である。
- このため、生命保険会社や年金基金などのアセットオーナーが投資方針を踏まえた的確なESG要素の考慮を通じて、投資先企業の成長の促進と自らの受託資産の持続的増大の両方を図っていくために、どのような課題があり得るかについて、アセットオーナーや関係省庁、国際機関等の関係者と連携し、把握していく。また、ESG投信を取り扱う資産運用会社への期待や国際的な動き等も踏まえ、各資産運用会社における適切な態勢構築や開示の充実等を図るため、2022年度末を目途に金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正する。
- 評価の透明性確保等の観点から、ESG評価・データ提供機関向けの行動規範を策定し、その適用への賛同を呼びかけ、国内外の賛同状況を2022年度末までに公表する。
- 日本取引所グループのESGに関する情報プラットフォームが我が国のESG投資の基盤となるよう、企業データも集約し、対象金融商品の拡大を図るなど、同プラットフォームの拡充を進める。
- ESG課題のうち、特に気候変動問題については、脱炭素社会の実現に向けた企業や金融機関の着実な移行を支えるトランジションファイナンスの促進が重要である。このため、GX経済移行債(仮称)を含むGX投資のための10年ロードマップの策定やGXリーグの稼働に向け、積極的に貢献していく。また、カーボン・クレジット市場の整備に向け、取引の適切な価格形成を図る観点から金融機関が果たせる役割についても検討を行う。

金融庁「2022事務年度金融行政方針」(抄)(8月31日公表)

金融機関の機能発揮

- 金融機関と企業が協働して持続可能な社会の実現に向けた実効的な取組みを進めることで、それぞれの経営の持続可能性を高め、我が国経済の成長に繋げていくことが重要である。
- 特に気候変動対応に関しては、企業や金融機関による、2050年カーボンニュートラルと統合的で科学的な根拠に基づく移行計画の策定と着実な実践に資するよう、検討会を設置し、関係省庁と連携して企業と金融機関の対話と実践のためのガイダンスを策定する。これに向けて、金融庁は、G20サステナブルファイナンス作業部会の成果物も踏まえ、温室効果ガス排出量削減に係る道筋の具体化を進める内外の金融機関・投資家との間で、信頼性のある移行計画のあり方につき議論を深めるほか、海外の先行事例の調査・分析も行う。
- 地域金融機関による企業支援のため、関係省庁・地方部局とともに、企業の業種・規模・エネルギー使用量等に応じた課題と支援策を分かり易くマッピングし、地域の関係者に浸透を図る。あわせて、金融機関による企業支援の取組事例と現場の課題を収集し、面的な対応につなげる。
- 国際的な議論も踏まえ、金融機関の気候関連リスク管理に必要なデータや指標に関する実務的な課題やその活用方法などについて検討を進める。気候変動関連データについては、関係省庁と連携し、研究機関等と企業・金融実務家等との協力のもと、気候変動による事業影響を実務的に把握できる粒度のデータセットやその活用方法、留意点等の取りまとめに向けて議論を進める。また、自然災害リスクへの対応における保険の役割の拡大が重要との指摘を踏まえ、その対応等について、各国監督当局との議論を進める。

インパクトの評価

- 投資による社会・環境面での改善効果(インパクト)を的確に計測・評価することを通じて、多様な投資家をインパクト投資へ呼び込み、サステナビリティの向上に向けた企業の取組みを促していくことが重要である。このため、金融庁が2020年6月よりGSG 国内諮問委員会と共催しているインパクト投資に関する勉強会を発展させ、新たな検討会を金融庁として設置し、投資によるインパクトの実務的な計測手法の具体化等について議論を進め、2022年度末までに取りまとめる。特に、気候変動関連のインパクト評価については、温室効果ガス排出量の潜在的な削減効果を評価する枠組みを策定に向けて関係省庁と連携を深める。これを通じて、気候変動の分野で創業に取り組む企業(クライメートテック企業)に対する投資の円滑化を図る。

専門人材育成等

- 金融関係団体等と連携し、サステナビリティに係る資格試験の創設等を推進するほか、ESG投資に必要な知見・技能とそれを獲得する手段等(スキルマップ)を見える化し、広く国民に浸透を図る。くわえて、金融関係団体等とも連携し、例えば、大学等における金融関係の講座での、サステナブルファイナンスに関する授業や教材の提供等を検討する。
- なお、生物多様性も含めた自然資本についても、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS)等の国際的な議論、民間の動向把握を通じて金融への影響や金融の役割の考察を行う。

- 今まで行ってきた／今後実施する金融庁の取り組みに関して、特に産業界のサポートを得るためにどのような工夫が考えられるか。
- サステナブルファイナンスの更なる推進のため、産業界にはどのような工夫が期待されるか。
（例）開示内容の工夫、移行計画やロードマップに関する取り組み